附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第二の二（第四条の二関係）

調理師業務従事者届

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2">男・女</td><td rowspan="2">年齢</td><td rowspan="2">歳</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>本籍地都道府県名（国籍）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="6">〒
都道
府県</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">調理師名簿登録</td><td>登録を受けた都道府県名</td><td></td><td>登録番号</td><td colspan="3">第　号</td></tr>
<tr><td>登録年月日</td><td colspan="4">昭和
平成　年　月　日
令和</td></tr>
<tr><td rowspan="5">業務に従事する場所</td><td colspan="6">１．寄宿舎
２．学校
３．病院
４．事業所
５．社会福祉施設
６．介護老人保健施設
７．矯正施設
８．飲食店営業
９．魚介類販売業
10．そうざい製造業
11．その他</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（備考）　該当する文字又は数字を○で囲むこと。